

平成26年3月策定
平成30年2月改定
令和5年4月改定
令和6年3月改定

横浜市立十日市場中学校

十日市場中学校 いじめ防止基本方針

文部科学省の「いじめ防止対策推進法」及び横浜市の「横浜市いじめ防止基本方針」を受け、十日市場中学校としてのいじめ防止対策基本方針を策定する。

(1) いじめの防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

② いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

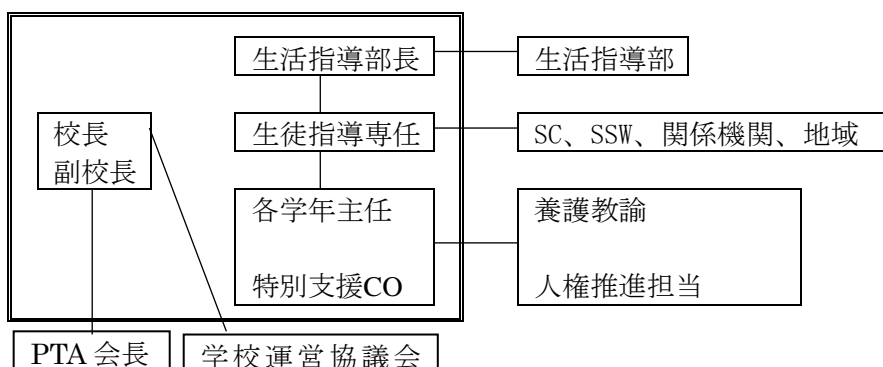
(2) 学校いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

校長、副校長、各学年主任、生徒指導専任、生活指導部長（いじめ防止対策主任）、特別支援COで構成し、必要に応じて関係機関やSC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）などの心理や福祉等の専門家を加えることとする。

② 組織

<いじめ防止対策チーム>



③ 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

④ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・生徒間、生徒と教師間の適切な人間関係の構築
- ・学校いじめ防止委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCAサイクルの実行を含む。）

(3) いじめの未然防止、早期発見・事案対処

①いじめの未然防止

- ・社会生活や集団生活における基本的な生活習慣の確立（登下校時の一斉指導など）
- ・あいさつの励行等によるコミュニケーション力の育成や帰属意識の醸成（登下校時の一斉指導など）
- ・「わかる授業」「楽しい授業」による学習意欲の向上（放課後学び場事業など）
- ・人権教育、道徳教育の推進
- ・学校全体のさまざまな生徒の活動による自尊感情や自己有用感の育成（全校集会の公開など）

②いじめの早期発見・早期対応

- ・生徒や保護者との人間関係や信頼関係の構築
- ・教職員による見守り体制づくり（教職員のフロア待機および巡回）
- ・教職員相互の積極的な情報交換、情報の共有の推進（委員会の開催、毎朝の情報交換など）
- ・アンケート、いじめ解決一斉キャンペーンの実施
- ・教育相談の実施
- ・保護者や地域等による見守り

③いじめに対する措置

- ・いじめの疑いがあった段階で、いじめ防止対策委員会で情報共有をおこない、対応方針を決定し、記録を行う。
- ・いじめを一部の生徒の問題として捉えるのではなく、学級、学年、学校としての問題として受けとめ、組織的に対応する。
- ・いじめの実態を正確に把握するため、生徒や保護者からの聞き取りや調査を十分に行う。

- ・被害生徒、加害生徒の双方の保護者と連携・協力しながら、被害生徒への支援及び加害生徒への指導・支援を行う。
- ・被害生徒を第一に考え、必要が認められるときは、加害生徒を教室以外の場所で学習を行わせる。（いじめ防止対策推進法第23条4）
- ・犯罪行為と認められるときは、警察等関係機関と連携し対応を行う。（いじめ防止対策推進法第23条6）

④いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。いじめの解消に至るまで、継続して支援を行う。

- ・いじめの行為が少なくとも**3か月（目安）**止んでいること
- ・いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

⑤教職員等への研修

児童生徒の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童生徒理解研修）を行う。

⑥学校運営協議会等の活用

「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む

⑦年間計画

月	取組内容	
4月	年間計画と重点指導内容等の確認、引き継ぎ 生徒指導研修、懇談会、地域理解研修、教育相談	入学式 地域訪問（着任教員）
5月	スクールライフアンケート、いじめ早期発見のための生活アンケート・教育相談、家庭訪問、体育祭、Y P アセスメント①	家庭訪問 地域訪問
6月	宿泊学習、校外学習、地域交流実行委員会、情報モラル講習会	学家地連・地区懇談会 学校運営協議会
7月	横浜子ども会議（中学校ブロックでの話し合い）、スクールライフアンケート、三者面談、地域ボランティア活動、地域パトロール	
8月	地域ボランティア活動、地域パトロール、教育相談、横浜こども会議・区交流会	
9月	学習相談	
10月	公開授業週間、輝響祭、Y P アセスメント②	
11月	学習相談	
12月	人権週間、いじめ防止月間の取組、いじめ解決一斉キャンペーン、スクールライフアンケート、進路相談、地域パトロール、学校評価アンケート（保護者・地域）	
1月	学校評価アンケート（生徒・職員）、教育相談	
2月	懇談会、小中合同連絡会、学習相談	
3月	生徒活動報告会、年度末反省・新年度への引継ぎ	
年間	いじめ防止対策委員会（月1回以上・随時） 放課後学び場事業（One Up セミナー）	

(4) 重大事態への対処

①重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）

「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）

②発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

「学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。